

発議第1号

防衛力増強より平和外交に力を尽くすよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月7日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 小室 美枝子

同 長 勝則

防衛力増強より平和外交に力を尽くすよう求める意見書（案）

岸田政権が昨年12月23日に閣議決定した2023年度政府予算案は総額114兆3,812億円であり、そのうち防衛関係費は、防衛力強化資金への繰入れ3兆3,806億円を合わせると10兆1,686億円となる。財務省も前年度比89%増と説明し、歳出総額の約9%が敵基地攻撃能力の保有に向けた異常で危険な予算案となっている。

岸田首相は年頭の所感で、防衛力の抜本的強化の取組は、昨年末に閣議決定した国家安全保障戦略など安保3文書を踏まえてのものと表明したが、歴代政府が掲げてきた専守防衛原則を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有に突き進むことは、戦後日本の安保政策を大転換する憲法違反の危険極まりない戦争準備と言わざるを得ない。

政府は、専守防衛の範囲内や日本を守るためのものなどと説明しているが、2015年に成立した安保法制は、歴代政府が違憲としてきた集団的自衛権行使を法的に可能にしたものであり、その狙いは米軍が海外で始めた戦争に自衛隊も参加させようとするものである。さらに敵基地攻撃能力の保有となれば、日本は集団的自衛権の発動により、米軍の支援のため日本から相手国へミサイル攻撃が可能な態勢をつくることになる。

これらは、専守防衛の範囲内や日本を守るためのものなどではなく、米国の戦争に日本を巻き込むものであり、相手国からの報復攻撃の対象にされるのは明らかである。安全どころか、逆に日本国民を危険にさらすことにほかならない。

今必要なのは、米国戦略に追随して軍備増強を図ることではない。他の国と対立することや遮断、断絶することではなく、包摂的対話の枠組みをつくり、対話と協力によって地域の安定を図る外交的努力である。

よって、本市議会は国に対し、防衛力増強より平和外交に力を尽くすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て

防衛大臣

財務大臣

発議第2号

物価高騰から市民の暮らしと営業を守るための
抜本的な対策を早急に講じるよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月7日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 野田市議会議員 長 勝則

賛成者 野田市議会議員 小室 美枝子

同 谷口 早苗

同 星野 幸治

物価高騰から市民の暮らしと営業を守るための
抜本的な対策を早急に講じるよう求める意見書（案）

長期化するコロナ禍の下で景気低迷が続く中、ロシアによるウクライナ侵略を原因とする世界的な物価高騰により、市民の暮らしと営業は困難を極めている。

2022年12月の全国消費者物価指数は生鮮を除く総合で前年同月比4.0%と41年ぶりの高い伸びとなった。エネルギーでは都市ガス（33.3%）、電気（21.3%）、食料では食用油（33.6%）など、生活に欠かせない品目ほど大きく値上がりしている。物価の高騰は全ての国民の暮らしと営業を困難にしているが、とりわけ低所得世帯への影響は深刻である。

各国政府は自国民の暮らしや営業を守るため、既に世界100の国・地域で消費税（付加価値税）の減税等を実施、予定し、必要な対策を講じているところである。日本政府としても、現在の国民の置かれている深刻な状況に鑑み、市民の暮らしと営業を守るための緊急対策が求められている。

国民は、消費税を直ちに5%に引き下げインボイス制度は中止する、消費税納税困難事業者への減免措置を実施する、生活困窮者への給付金は対象世帯を限定せず、支援を必要とする全ての世帯を対象にする、学生への支援を拡充する、中小企業への事業復活支援金給付額を持続化給付金並みに拡充し、家賃支援給付金を再支給する、年金の物価上昇を上回る増額や後期高齢者の医療費窓口負担を引き下げることなどを切実に求めている。

よって、本市議会は国に対し、物価高騰から市民の暮らしと営業を守るための抜本的な対策を早急に講じるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
経済産業大臣

発議第3号

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の
支給に関する法律」の改正を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月13日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 環境経済委員会委員長 中村 裕介

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の
支給に関する法律」の改正を求める意見書（案）

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拋出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。

今回の給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象は全ての被害者ではなく建設業のみとなり、さらに屋外で主に働いた被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

こうしたことから、全てのアスベスト被害者の全面的な救済を図るために、まずは建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

以上の趣旨から下記事項について提出していただくようお願いいたします。

記

- 1 支払基金にアスベスト建材製造企業が拋出し、被害者の全面救済を図ること
- 2 給付金の対象を屋外職種や違法期間外に就労した被害者に広げるとともに、20年の除斥期間をより長期にするよう改正すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣
国土交通大臣